

福岡マラソン2022見舞金補償制度実施要綱

第1条（目的）

本要綱は、福岡マラソン実行委員会（以下「本会」といいます。）が行う「福岡マラソン2022見舞金補償制度（以下「見舞金補償制度」といいます。）」について必要な事項を定めることにより、参加ランナーが安心して大会に参加できるよう支援し、以て大会の円滑な運営に資することを目的とします。

第2条（見舞金補償制度の実施）

本会は、見舞金補償制度を、損害保険会社と保険契約を締結することにより実施します。

第3条（見舞金補償制度の補償対象者）

見舞金補償制度の補償の対象となる者（以下「補償対象者」といいます。）は参加ランナーとします。

第4条（見舞金補償責任期間）

見舞金補償制度の補償の対象となる期間は大会参加中とします。

第5条（定義）

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1）参加ランナー

大会申込手続きを経て、本会が指定するゼッケンを付けて大会に出走する者を行います。（伴走者、ゲストランナー、医療救護ランナー、ペースランナー、報道ランナー含む）

（2）大会参加中

参加ランナーが当日のスタート地点での整列からレース終了後解散するまでをいいます。

ただし、本会が運行するシャトルバスに乗車した場合は、シャトルバス下車後解散するまでとします。

第6条（見舞金補償制度適用事故）

見舞金補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとします。

（1）傷害事故

大会参加中の急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

（2）疾病事故

大会参加中に突然発生した次に掲げるいずれかの疾病による事故をいいます。

ア．心筋こうそく、急性心不全等の心臓疾患

イ．くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患

ウ．低体温症、日射病、熱射病（熱中症）または脱水症

第7条（見舞金補償制度の適用除外）

（1）第6条（見舞金補償制度適用事故）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた事故に対しては、見舞金を支払いません。

①補償対象者の故意

②補償対象者の親族の故意

③補償対象者の使用者または使用人の故意

④補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

⑤補償対象者が次のア．からウ．までのいずれかに該当する間に生じた事故

- ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体の障害が、本会が見舞金を支払うべき身体の障害の治療（医師による治療をいいます。ただし、補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）によるものである場合は、見舞金を支払います。
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この要綱においては、群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ 前3号に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ 第10号以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑬ 既往症（大会直前12か月以内に医師の治療を受けた疾病または医師の処方に基づいて服薬による治療を行っていた疾病をいう。）による死亡
- (2) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、見舞金を支払いません。

第8条（死亡見舞金の支払）

- (1) 本会は、補償対象者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の事故により身体に障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、別表1の死亡・後遺障害見舞金額の全額（既に支払った後遺障害見舞金がある場合は、死亡・後遺障害見舞金額から既に支払った金額を控除した残額とします。）を死亡見舞金として補償対象者の法定相続人に支払います。
- (2) 前項の規定に基づいて、本会が支払う死亡見舞金は、保険会社から直接補償対象者に支払いを行うものとします。

第9条（後遺障害見舞金の支払）

- (1) 本会は、補償対象者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の事故により身体に障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、別表1の死亡・後遺障害見舞金額に別表2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害見舞金として補償対象者に支払います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、本会は、事故の発生の日から

その日を含めて181日目における医師（補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害見舞金を支払います。

- (3) 既に身体に障害のあった補償対象者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の事故により身体に障害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3の各号のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害見舞金を支払います。
- (4) 前各項の規定に基づいて、本会が支払うべき後遺障害見舞金の額は、別表1の死亡・後遺障害見舞金額をもって限度とします。
- (5) 前各項の規定に基づいて、本会が支払う後遺障害見舞金は保険会社から直接補償対象者に支払いを行うものとする。

第10条（入院見舞金および手術見舞金の支払）

- ① 本会は、補償対象者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の事故により身体に障害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の各号のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、1日につき、別表1の入院見舞金日額（第4項において「入院見舞金日額」といいます。）を入院見舞金として補償対象者に支払います。
 - (1) 入院（治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合
 - (2) 別表4の各号のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
- ② 前項の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その処置日数を含みます。
- ③ 本会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院見舞金を支払いません。
- ④ 本会は、入院見舞金が支払われる場合に、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院見舞金を支払うべき身体の障害の治療を直接の目的として別表5に掲げる手術を受けたときは、入院見舞金日額に手術の種類に応じて別表5に掲げる倍率（1事故に基づく身体の障害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。）を乗じた額を、手術見舞金として補償対象者に支払います。ただし、1事故に基づく身体の障害について、1回の手術にかぎります。

第11条（通院見舞金の支払）

- (1) 本会は、補償対象者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の事故により身体に障害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数に対し、90日を限度として、1日につき、別表1の通院見舞金日額を通院見舞金として補償対象者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に身体の障害がなおった時以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

- (2) 補償対象者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、前項の通院をしたものとみなします。
- (3) 本会は、前2項の規定にかかわらず、前条の入院見舞金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- (4) 本会は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- (5) 前各項の規定に基づいて、本会が支払う通院見舞金は保険会社から直接補償対象者に支払いを行うものとする。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 補償対象者が第6条（見舞金補償制度適用事故）の事故により身体の障害を被った時既に存在していた身体の障害の影響により、または同条の事故による身体の障害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害の影響で同条の事故による身体の障害が重大となった場合は、本会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは見舞金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第6条（見舞金補償制度適用事故）の事故により生じた身体の障害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

第13条（事故の報告義務）

- (1) 補償対象者は、事故発生後、速やかに事故発生の状況および身体の障害の程度を本会に報告しなければなりません。
- (2) 補償対象者が本会の認める正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、またはその報告について知っている事実を告げなかった場合もしくは不実のことを告げた場合は、本会は、見舞金を支払いません。

第14条（見舞金の請求）

- (1) 補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）が、見舞金の支給を受けようとする場合は、別表6に掲げる書類のうち本会が求めるものを提出しなければなりません。
- (2) 本会は、別表6に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- (3) 補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）が、前2項の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは不実の記載をした場合は、本会は、見舞金を支払いません。

第16条（見舞金の支給方法）

本会は、見舞金の支給について、第2条（見舞金補償制度の実施）に基づき保険契約を締結した損害保険会社から行うことができます。

第17条（事故の判定）

- (1) 本会は、当該事故について見舞金補償制度の支払対象事故であるかどうかを判定する必要があると認める場合は、見舞金補償制度事故判定委員会を設置し、当該委員会に諮問するものとします。
- (2) 見舞金補償制度事故判定委員会は、支払対象事故であるかどうかの判定について、第2条（見舞金補償制度の実施）に基づき保険契約を締結した損害保険会社に意見を求めることができます。

第18条（代位）

本会が見舞金を支払った場合でも、補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）がその身体の障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、本会に移転しません。

附則

本要綱は、令和4年11月11日から施行します。

別表1 (第7条～第9条関係)

死亡・後遺障害見舞金額	100万円
入院見舞金日額	3000円
通院見舞金日額	1500円

別表2 (第8条関係)

等級	後遺障害	見舞金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%

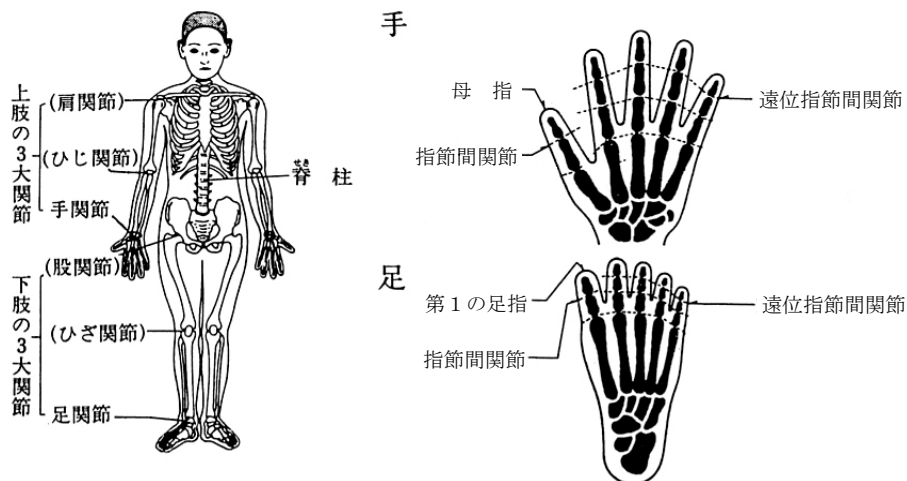
第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 	42%

	<p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したものの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができな</p>	26%

	<p>い程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1 手の母指または母指以外の2 の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	
第10級	<p>(1) 1 眼の矯正視力が0.1 以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 下肢を3 cm 以上短縮したもの</p> <p>(9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1 耳の聴力が40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>	15%

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%

第 14 級	<p>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したものの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4 %
--------	---	-----



別表 3

1. 両眼が失明した場合
 2. 両耳の聴力を全く失った場合
 3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 3.および4.の規定中「手関節」および「足関節」については別表2・注2の関節の説明図によります。
- 注2 3.および4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表 4

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
 2. 咀嚼^そまたは言語の機能を失っていること。
 3. 両耳の聴力を失っていること。
 4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
 5. 1下肢の機能を失っていること。
 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作にかぎられていること。
 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作にかぎられていること。
 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作にかぎられていること。
- 注1 4.の規定中「手関節」および「関節」については別表2・注2の関節の説明図によります。
- 注2 4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表 5

対 象 と な る 手 術 (注)	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも 25cm ² 未満は除く。）	20
（2） ^{はんこんこうしゆく} 癒痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、 ^{けん} 腱鞘の手術（筋炎手術および ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1）筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、 ^{じん} 靭帯の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1）四肢関節観血手術、 ^{じん} 靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1）四肢骨観血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. ^{けんこう} 鎖骨、 ^{ろっ} 肩甲骨、 ^{ろっ} 肋骨、 ^{ぼってい} 胸骨観血手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。）	10
8. ^{せき} 脊柱、 ^{けい} 骨盤の手術（ ^{けい} 頸椎、 ^{けい} 胸椎、 ^{せき} 腰椎、 ^{せき} 仙椎の手術を含み、 ^{ぼってい} 抜釘術は除く） （1） ^{せき} 脊柱・ ^{せき} 骨盤観血手術（ ^{せき} 脊椎固定術、 ^{せき} 体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. ^{がい} 頭蓋、 ^{せん} 脳の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1） ^{がい} 頭蓋骨観血手術（ ^{がい} 鼻骨および ^{がい} 鼻中隔を除く。）	20
（2） ^{がい} 頭蓋内観血手術（ ^{せん} 穿頭術を含む。）	40
10. ^{せきずい} 脊髓、 ^{せん} 神経の手術 （1）手指、足指を含む ^{せん} 神経観血手術（ ^{せき} 形成術、 ^{せき} 移植術、 ^{せき} 切除術、 ^{せき} 減圧術、 ^{せき} 開放術、 ^{せき} 捻除術、 ^{せき} 縫合術、 ^{せき} 剝離術、 ^{せき} 移行術）	20
（2） ^{せきずい} 脊髓硬膜内外観血手術	40
11. ^{のう} 涙嚢、 ^{のう} 涙管の手術 （1） ^{のう} 涙嚢摘出術	10
（2） ^{のう} 涙嚢 ^{ふん} 鼻腔吻合術	10
（3） ^{のう} 涙小管形成術	10
12. ^{けん} 眼瞼、 ^か 結膜、 ^か 眼窩、 ^{せん} 涙腺の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1） ^{けん} 眼瞼下垂症手術	10
（2） ^{のう} 結膜嚢形成術	10
（3） ^か 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4） ^か 眼窩骨折観血手術	20
（5） ^か 眼窩内異物除去術	10
13. ^{けん} 眼球・ ^{けん} 眼筋の手術 （1） ^{けん} 眼球内異物摘出術	20

(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	

(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 膈腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膈術	20
(9) 膈壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

（注）上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

別表 6

見舞金請求書類

1. 見舞金請求書

2. 治療費領収書

<本人が死亡した場合や重度の身体障害の影響等による保険金請求意思が
確認出来ない場合>

3. 印鑑証明書

4. 戸籍謄本

5. 委任状の取付が必要になります。

<保険金支払金額が 10 万円を超えた場合>

6. 診断書

<保険金支払金額が 10 万円以内でかつ、ギプス等の固定具使用があった場合>

7. 入院通院申告書